

生駒市監査委員告示 3 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、生駒市長から令和元年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

生駒市監査委員 東良 徳一

生駒市監査委員 白本 和久

記

監査の対象(課、施設)	市民活動推進課 いこまどんどこまつり 実行委員会	
指摘事項等	措置内容	
<p>(1)源泉徴収所得税の取扱いについて 司会やステージ出演者等への支払いに係る源泉徴収所得税について、歳入予算の雑収入に一旦収入したのち、歳出予算の総務費（事務費）から支出して国に納付していた。源泉徴収所得税は、まつり実行委員会が源泉徴収義務者として納税義務者から徴収し、国へ納付するものではあるが、まつり実行委員会自体の収入ではないことから、雑収入への収入等の手続きは必要ないものと考えられるため、是正されたい。</p> <p>(2)支出手続きについて 支出予算の執行に当たっては、市の会計処理に準じて支出負担行為伺書等の伝票を作成し、管理職の決裁を経てから支出されており、通帳と通帳印は別々の場所に保管されていた。しかし、通帳からの出金に際しては、出金伝票の作成と通帳印の押印を同一の職員が行っていたため、通帳印の印鑑は管理職が行うなど、通帳からの出金時に第三者が金額のチェックを行うことができるよう改善されたい。</p>	<p>(1) 源泉徴収所得税を雑収入への収入とはせず、歳入歳出外現金として処理を行います。</p> <p>(2) 出金伝票の作成を行う者と、通帳印の押印を行う者を別の者とし、チェックを相互に行うようにします。</p>	